

保育所・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園の利用を希望されるみなさまへ

保育所・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園の入所・利用に係る
「教育・保育給付」及び「施設等利用給付」の認定申請には
個人番号（マイナンバー）の申告と本人確認が必要となります

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に伴い、保育所・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園を利用するために認定申請（入所申込み等）を行う際には、個人番号（マイナンバー）の申告が必要となります。

認定申請書には、「個人番号（マイナンバー）申告書」に必要事項を記入のうえ、申告書を添付してください。

また、認定申請書の提出の際には、申告書に記載された番号確認及び窓口等に来られた方の本人確認（身元確認）を行いますので、以下の確認書類をご持参ください。

◎持参いただく本人確認書類（①と②の両方）

両方必要

① 番号確認書類

申請書（入所申込書）に「申請者」として記載された方（ごきょうだいで入所されることとなる場合は、なるべく同じ方を申請者としてください）の「個人番号（マイナンバー）カード」・「個人番号（マイナンバー）が記載された住民票」・「通知カード（氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致しているもの）」のいずれか

② 身元確認書類

申請書提出のため窓口に来られた方の官公署が発行した顔写真つきの身分証明書（運転免許証、パスポート、住基カード、障害者手帳等）
※顔写真つきの身分証明書をお持ちでない方は、各種健康保険の資格確認書や年金手帳など官公署が発行した書類を2つ以上お持ちください。また、①で個人番号（マイナンバー）カード（顔写真つき）を提示された方は必要ありません。

重要！

※申請書（入所申込書）に記載された「申請者」と、申請書を窓口で提出される方が異なる場合（配偶者や同一世帯の親族の場合であっても同様です）は、

- 「申請者」の委任状（別に様式があります）
- 「申請者」の上記①「番号確認書類」
- 申請書を窓口で提出される方の運転免許証等の上記②「身元確認書類」が必要となりますのでご注意ください。